

定期契約細則

平成23年4月1日 制定

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 申込(第6条・第7条)

第3章 更新・支払・解約(第8条―第12条)

第4章 雑則(第13条・第14条)

第1章 総則

(通則)

第1条 定期制による駐車場の利用に関する事項は、「管理規程」及びこの定期契約細則(以下、細則という)による。(定義)

第2条 この細則において、用語の意義は、「管理規程」の利用約款に定めるところによる。(契約成立)

第3条 利用者は、以下条文に掲げられた契約内容と財団法人東京都道路整備保全公社(以下「管理者」という。)が定めた「管理規程」を承認のうえ、所定の申込手続きを経て駐車場を利用するものとする。(契約車両以外駐車車の禁止)

第4条 利用者は、契約時において申込書に記載した車両以外駐車させてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ所定の手続きを行った場合はこの限りでない。

一 車両の買い替え等で入れ替えするときに車両変更届を提出した場合

二 車両を修理又は点検整備を要するなど一時的に車両を変更する必要が生じたときに代車届を提出した場合

2 前項第一号の車両変更届を行う場合は、車両検査証等の当該車両の確認ができるものの写しを提出するものとする。

(住所等の変更)

第5条 利用者は、その住所・連絡先等を変更したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

第2章 申込

(新規申込)

第6条 契約は、利用者と管理者の間において車両ごとに行うものとする。契約する場合、利用者は、「定期駐車契約申込書」及び契約車両を特定する公的機関等の発行する次の各号に掲げる証明書を管理者に提出し承認を受けること。なお、管理者の発行する定期駐車券をもってこの契約の証明書とする。

一 自動車及び250cc超の自動二輪車は、自動車検査証

二 前号に掲げる自動車のうち検査対象外軽自動車は、軽自動車届出済証

三 250cc以下の自動二輪車は、標識交付証明書又は軽自動車届出済証明書

四 50cc以下の原動機付自転車は、標識交付証明書又は

自動車損害賠償責任保険証明書

2 定期駐車契約する際には、次の各号に掲げる場合を除き2ヵ月分の定期駐車料金を前払いするものとする。

一 月の途中から定期駐車の利用を開始する場合は、その月の定期駐車料金を日割り計算した額と2ヵ月分の定期駐車料金を合わせて前払いするものとする。

二 契約期間が2ヵ月に満たない場合はその契約期間の定期駐車料金を前払いするものとする。

3 管理者は、前2項に定める手続きが適正に行われたことを確認のうえ、定期駐車券を発行する。なお、管理者の発行する定期駐車券をもってこの契約の証明書とする。

4 「保管場所使用承諾証明書」等の証明書発行を必要とする場合は、6ヵ月以上の契約を前提として3ヵ月分の定期駐車料金を前払いするものとする。尚、「保管場所使用承諾証明書」等の発行に関わる事項は別に定める。

(割引)

第7条 利用者は、定期駐車契約において管理者が定めた割引制度を利用する場合は、事前に所定の申請書を提出し、管理者の承認を得ることとする。

2 割引制度を適用又は解除する場合の定期駐車料金は、届出日翌月の支払いから変更するものとする。

第3章 更新・支払・解約

(契約の更新)

第8条 契約の更新は、契約期間満了月の1ヵ月前までに利用者又は管理者から、別段の意思表示がなく、かつ次条に定める手続きにより定期駐車料金の支払いを行うことで申込書(継続)の提出を省略し、本契約を自動更新することができるものとする。ただし、別に定めがある場合はこの限りでない。

(更新時の支払方法)

第9条 利用者は、次項に定める方法により定期駐車料金を管理者に前払いしなければならない。

2 定期駐車料金は、管理者が指定する集金代行会社により利用者の指定する金融機関口座から自動振替することとする。尚、指定振替日は毎月26日(金融機関が休業日に当たるときは翌営業日)とする。ただし、相当の理由によりこれらの方法により難しい場合は、管理者の指定する金融機関口座に、上記指定日までに振込手数料本人負担で振込まなくてはならない。

3 指定振替日にやむを得ない事情により振替不能の場合、管理者は、翌月分と併せて2ヵ月分を次回指定振替日に請求するものとする。尚、その振替についても不能の場合、利用者は、その2ヵ月分の駐車料金を当該月の月末までに、管理者の指定する金融機関口座に振込手数料本人負担で振込むこととする。

4 前各項に掲げるほか、管理者が指定する方法がある場合は別に定める。

(解約)

第10条 定期駐車契約の単位は月単位であり、解約は月末日とする。

2 利用者は、定期駐車契約を解約する場合は契約期間満了月の前月末までに管理者に申し出ること。

3 管理者は、第1項の規定に関わらず、駐車場の廃止、閉鎖、休止等の理由により月の途中で定期駐車契約を解約することができる。この場合は日割り計算により当月未利用分の定期駐車料金を払戻しするものとする。

(契約途中での解約)

第11条 支払済み料金の払戻しについて次の各号に掲げるものとする。

一 利用者の都合により途中解約する場合は、支払済み料金は払戻ししない。ただし、未使用日数が1ヵ月以上ある場合、月を単位に払戻しする。尚、「保管場所使用承諾証明書」等の証明書発行をした場合は、いかなる理由があっても払戻ししない。

二 管理者の都合により契約途中において解約する場合は、未使用日数に係わる支払済み料金を払戻しする。

(解約における貸与物の返還)

第12条 利用者は、定期駐車券等、契約時に管理者から貸与を受けたものは解約した時点で直ちに管理者に返還することとする。返還が確認できない場合、管理者は、別に定める所定の違約金を徴収する。

第4章 雑則

(改定)

第13条 管理者は、利用者に1ヵ月以上前より事前に通知又は駐車場内に掲示した後に、この細則について、改定を行うことができる。

(この規程に定めない事項)

第14条 この細則に定めのない事項については、管理規程及び法令の規定に従うものとする。